

## 調査研究活動における不正防止に関する基本方針

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(以下「研究所」という。)は、調査研究活動における不正防止について周知や体制整備に取り組み、調査研究の信頼性を確保するとともに、調査研究活動を行う公益財団法人として確実な成果をあげ、社会的な責任を果たすよう努めます。また、学術研究助成基金助成金又は科学研究費補助金(以下、「科学研究費」という。)を含む研究費の適正な取扱いのための責任体制並びに規程等を整備して、その不正使用防止に取り組みます。

### 1. 不正防止計画と規範意識の向上

研究所は、調査研究活動における不正を防止するため、研究倫理教育を実施し、不正防止計画を策定して、研究者等の規範意識の向上を図ります。

### 2. 不正防止の責任体制

- (1) 理事長は、最高管理責任者として、研究所全体を統括し、科学研究費を含む研究費の取扱い及び調査研究活動における不正防止について最終責任を負います。
- (2) 研究担当常務理事は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、科学研究費を含む研究費の取扱い及び調査研究活動における不正防止について研究所全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとします。
- (3) 研究部研究室長、総務部総務課長、市政専門図書館司書課長は、コンプライアンス推進責任者として、統括管理責任者の指示の下、各部において必要な対策を実施します。
- (4) 研究主幹は、研究倫理教育責任者として、研究倫理を定着させるための研修や周知、指導を行う責任と権限をもつものとします。

### 3. 科学研究費の適正な運営・管理

研究所は、科学研究費の運営・管理に関する法令・ガイドライン及び研究所の規則等を、その運営・管理に関する研究者及び職員に周知します。また、総務課長は、コンプライアンス推進責任者として、科学研究費の使用状況について、内部監査を行います。さらに、不正防止計画及び不正使用の防止を推進するための体制について検証・モニタリングを実施します。

### 4. 通報窓口等の整備

研究所における調査研究活動における不正行為に関する通報を受付ける窓口を設置します。

- ・ 通報窓口：総務部コンプライアンス推進担当

電話 03-3591-1205 メールアドレス [compliance@timr.or.jp](mailto:compliance@timr.or.jp)

- ・ 通報の取扱い：コンプライアンス推進担当は不正に係る通報を受け付けた後、すみやかに最高管理責任者に連絡するとともに、調査委員会の調査に付し、適切に対処します。